

No	資料名		該当箇所					質問	回答
	タイトル	別紙等の種類	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
1	実施要項		2	3	2			質疑回答から参加表明等提出までの間で、貴市に事前に電話及びメール等で日程調整の上、現地確認をすることは可能でしょうか。	現地確認をご希望の場合は、実施要項に記載の事務局宛にメールで候補日程をご連絡ください。日程調整の上、現地確認を実施します。
2	実施要項		2	3	4	1	ケ	実績となるCM業務の定義について、実施要項第3-4-ケ-(ア)又は(イ)で規定されております。この(イ)の以下の部分につきまして「基本設計、実施設計、施工の各段階において、技術的な中立性を保ちつつ、発注者の側に立った設計者の選定支援、設計の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などを行う業務」とありますので、「設計者選定業務」「(設計者選定のための)発注方式の調査検証業務」も今回実績となるCM業務の範囲であると見込みますがよろしいでしょうか。ご見解をお示しください。	お見込みのとおりです。
3	実施要項		3	3	5			「本事業の受託者及びその関連企業は、本業務の受託者又は協力企業等となることはできない」との記載がありますが、「本事業の受託者」とは、倉敷市庁舎等再編整備事業（市民交流ゾーン整備）の設計施工者以外に、倉敷市庁舎等再編整備事業アドバイザー業務の受託者も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	実施要項		5	4	4	3		「各業務主任担当者の経歴等（様式5-1～5-7）」に関しまして。「実績が複数ある場合は、公共工事の実績を優先し、かつ関わった担当CM業務の種類が多いものから順に記入すること。」とあります。同一案件でも、業務契約が基本設計CM・実施設計CM・施工CMで分かれて契約している場合はそれぞれの契約ごとに契約時の立場・地位に応じて一契約につき一実績にて計上できると見込みますがいかがでしょうか。ご見解お示しください。	お見込みのとおりです。
5	実施要項		5	4	4	3	ア	実績対象として「建築物（事務所機能が含まれるものに限る。）」とあります。これは公共施設の病院・学校・図書館・博物館・劇場において、同一建物の中に事務所機能が含まれている建物であれば、建築基準法上の用途第四号業務施設（第一類事務所等 第二類銀行、本社ビル、庁舎等）用途が申請上含まれていなくても、実績として認めていただけるものと見込みますが、よろしいでしょうか。ご見解をお示しください。	お見込みのとおりです。
6	実施要項		7	4	5	1		参加者が本業務を遂行するにあたり必要と考えて追加で配置する担当者は、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席は可能でしょうか。	管理技術者及び建築（総合）主任担当者の出席は必須とし、合計4名以内であれば、担当分野を明示したうえで出席可能です。
7	実施要項		7	4	5	1		「プレゼン等への出席者は、本業務を担当する管理技術者、建築（総合）の主任担当者を必須とし、その他各業務の主任担当者の中から選出した計4名以内とする。」とあります。この「その他各業務の主任担当者」に関しては、実施要項第3-6-(3)にあります「CM業務を担当する各分野の主任担当者（受託者に所属するものに限る。）」だけではなく、仕様書第4-5「その他業務」の主任担当者も含まれると理解いたしますが、よろしいでしょうか。ご見解お示しください。	管理技術者及び建築（総合）主任担当者の出席は必須とし、合計4名以内であれば、担当分野を明示したうえで出席可能です。
8	実施要項		7	4	5	2		ヒアリング等会場のレイアウト（プレゼンターの座席・プロジェクター・スクリーンの位置・審査委員の座席位置を含む）について、詳細な日程・場所の通知と併せてご教示いただけますでしょうか。	プレゼンテーション参加要請書にて、日程や場所とともに、会場の簡単なレイアウトをお知らせする予定です。
9	仕様書		3	4				歴史民俗資料館については、設計施工者が検討・作成する活用計画を確認し、その確認結果を貴市及び設計施工者に共有するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

10	仕様書		4	4	2	2	ウ	「基本設計の内容が概ね確定した時点で、設計者と協議し工事スケジュール案を検討し」とありますが、設計施工者が検討作成した工事スケジュールを確認・検討すると解釈してよろしいでしょうか。 (P4 3 実施設計マネジメント業務(2)ウも同様)	お見込みのとおりです。
11	仕様書		6	4	5	4		「必要に応じて弁護士等による適法性やリスクの確認を行う」とありますが、発生する弁護士費用は今回業務見積範囲外という理解でよろしいでしょうか。	適法性やリスクの確認のための弁護士費用は、今回業務の対象となります。
12	仕様書		7	5	1	1		イ 定例打合せ(2週間に1回程度を基本とする。)に関して、Web会議の併用を前提に業務計画してよろしいでしょうか。	可能と考えますが、打合せの詳細は協議により決定します。
13	仕様書		8	6	3			「その他業務に係る資料」の成果物としては、本業務内での検討結果を項目ごと又は時系列順などで整理したものを提出する、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	仕様書		9	6	6			「その他業務」の成果物納品時期に関して、契約工期末および施工段階業務完了時点での提出という理解でよろしいですか。	概ねお見込みのとおりですが、詳細は協議により決定します。